

# 法人村民税の法人税割税率の引き下げについて

## 1. 趣 旨

平成 28 年度税制改正により、消費税（国・都道府県）の税率が 10%となる際に、地域間の税源の偏在性を是正し財政力格差の縮小を図るため（法人住民税の税率を引き下げた分、地方法人税（国税）の税率を引き上げ、地方交付税の原資となります）、法人住民税の法人税割の税率を引き下げるものとされました。

この改正により、令和元年 10 月 1 日以後に開始する事業年度分から、小笠原村の法人村民税の法人税割の税率が以下のとおりとなります（今回の税制改正に伴い予定申告について経過措置が設けられています）。なお、均等割の税率については変更ありません。

## 2. 法人税割の税率

対象事業年度	令和元年 9 月 30 日以前に開始する事業年度分	令和元年 10 月 1 日以後に開始する事業年度分
税 率	9.7 % (改正前)	<u>6.0 % (改正後)</u>

令和元年 10 月 1 日以降に行う申告から新税率が適用されるわけではなく、10 月 1 日以後に始まる新たな事業年度分の申告から適用されます。よって、解散や事業年度の変更がある場合を除き、新税率が適用されるのは、令和 2 年 11 月末が申告期限の確定申告から、予定申告については、令和 2 年 5 月末が申告期限のものからとなります。

**引き下げ後の税率は、令和元年 10 月 1 日以後に開始する事業年度分から適用**

## 3. 予定申告における一度限りの経過措置

令和元年 10 月 1 日以後に開始する事業年度の間申申告のうち予定申告にかかる法人税割額を、次の算式で求めた値とする「一度限りの経過措置」が講じられます。

◇ 前事業年度分の法人税割額 × 3.7 ÷ 前事業年度の月数

対 象 事業年度	令和元年 9 月 30 日以前に始まる事業年度	令和元年 10 月 1 日以後令和 2 年 9 月 30 日以前に始まる事業年度	令和 2 年 10 月 1 日以後に始まる事業年度
予定申告の法人税割額計算	前事業年度分の法人税割額 × 6 ÷ 前事業年度の月数	前事業年度分の法人税割額 × 3.7 (経過措置) ÷ 前事業年度の月数	前事業年度分の法人税割額 × 6 ÷ 前事業年度の月数

## 4. 申告についてのお問い合わせは

〒100-2101 東京都小笠原村父島字西町

小笠原村役場 財政課 税務係

TEL 04998-2-3112 (直通) 2-3111 (代表)